

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

熊谷寄居線	路線名
<p>深谷市本田字山ノ腰三八六四番一 地先から 同市本田字山ノ腰三八六六番一 地先まで</p>	供用開始の区間
平成二十八年三月十八日	供用開始の期日
<p>平成二十八年三月十八日付け 埼玉県熊谷県土整備事務所長 告示第六号で告示した道路予 定区域の供用開始である。 延長二八・五〇メートル</p>	備考